

上島町捕獲隊支援事業費補助金交付要綱

平成 28 年 4 月 1 日

訓令第 13 号

(目的)

第 1 条 有害鳥獣捕獲の担い手が減少傾向にある中、上島町の各捕獲隊（以下「捕獲隊」という。）の組織化を促進するとともに、捕獲技術の向上や計画的な捕獲の取組みを促進するため、上島町捕獲隊支援事業実施要領（平成 28 年 4 月 1 日訓令第 14 号）に基づき捕獲隊が行う上島町捕獲隊支援事業（以下「事業」という）に要する経費に対し、予算の範囲内で上島町捕獲隊支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

2 補助金の交付に関しては、上島町補助金等交付規則（平成 16 年 10 月 1 日規則第 46 号、以下「規則」という）に定めるもののほか、この要綱の定めるところに従わなければならない。

(補助対象経費及び補助率)

第 2 条 補助対象経費及びこれに対する補助率は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第 3 条 捕獲隊は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第 1 号）に関係書類を添えて別に定める期日までに町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 4 条 町長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第 5 条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた捕獲隊は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、別表に掲げる重要な変更をしようとするときは、あらかじめ事業計画変更承認申請書(様式第 2 号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の中止及び廃止)

第 6 条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第 3 号）を、町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の遂行状況報告)

第 7 条 捕獲隊は、実施年度の 12 月 31 日現在における補助事業遂行状況について、実施年度の 1 月 10 日までに事業遂行状況報告書（様式第 4 号）を町長に提出するものとする。

(実績報告)

第 8 条 捕獲隊は補助事業完了後速やかに実績報告書（様式第 5 号）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第 9 条 町長は、前条の規定による実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を捕獲隊に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 10 条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた捕獲隊は補助金精算払請求書（様式第 6 号）を別に定める期日までに町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第 11 条 町長は、前条の規定による書類を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第 12 条 町長は、前 2 条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の一部又は全額を概算払することがある。

2 捕獲隊は、概算払の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第 7 号）に、町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第 13 条 町長は、第 4 条の補助金交付決定の通知を受けた補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 捕獲隊がこの要綱に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。
- (2) 捕獲隊が虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 捕獲隊が補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) 捕獲隊の実施が著しく不適當と認められるとき。

（財産の管理）

第 14 条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、上島町財務規則第 190 条第 2 項の規定する記録金額が 50 万円以上の物品は、重要物品とする。

2 愛媛県補助金交付規則 22 条第 2 項ただし書きに規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

3 補助事業者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとする時はあらかじめ町長の承認を受けなければならない。

4 町長の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（関係書類の保管）

第 15 条 捕獲隊は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

（書類の提出）

第 16 条 この要綱により町長に提出する書類は 2 部とし、産業振興課に提出するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

補 助 対 象 経 費	補助率、補助上限額	重要な変更
1 捕獲隊等の組織化 1) 狩猟免許・猟銃所持許可の取得及び更新等に係る手数料、 猟友会費・保険料、交通費 2) 無線機、帽子、腕章、ベスト等有害鳥獣捕獲隊等の装備品 に係る経費 3) 表示板、ペンキその他知事が有害鳥獣捕獲に要する消耗品 費として認めるもの ※留意事項 補助対象経費の算定にあつては、次の法令等を遵守したもの であること。 ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平 成 14 年法律第 88 号） ・電波法（昭和 25 年法律 131 号） ・火薬類取締法（昭和 25 年法律 149 号） 2 捕獲技術の向上 1) 講師謝金 2) 射撃施設利用料等の捕獲技術向上のための射撃教習、実地 講習等に係る経費 3 計画的な捕獲の促進 1) 予察捕獲計画策定に係る会議費等 2) 学識経験者等への謝金、旅費等	10/10	事業の新設又は廃止 補助対象経費の欄に 掲げる 1,2 及び 3 の 事業合計での町補助 金の増減を伴う事業 の変更

様式第1号(第3条関係)

平成 年度上島町捕獲隊支援事業費補助金交付申請書

平成 年 月 日

上島町長 様

捕獲隊代表者氏名 印

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、上島町捕獲隊支援事業費補助金
交付要綱第3条の規定に基づき、補助金 円を交付されたく申請します。

(注) 1 様式Aを添付するものとする。

様式第2号(第5条関係)

平成 年度上島町捕獲隊支援事業計画変更承認申請書

平成 年 月 日

上島町長 様

捕獲隊代表者 印

平成 年 月 日付け上産振第 号で補助金交付決定通知があった上島町捕獲隊支援事業については、上島町捕獲隊支援事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり変更したいので、承認されたく申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更計画の内容

(注) 以下、様式第1号に準じて記載し、変更前と変更後の内容が対比できるよう二段書きにし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

様式第3号(第6条関係)

平成 年度上島町捕獲隊支援事業中止(廃止)承認申請書

平成 年 月 日

上島町長 様

捕獲隊代表者 印

平成 年 月 日付け上産振第 号で補助金交付決定通知があった上島町捕獲隊支援事業を中止(廃止)したいので、上島町捕獲隊支援事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、その承認を申請します。

記

- 1 事業の中止(廃止)の理由
- 2 中止の期間(廃止の時期)

様式第4号(第7条関係)

平成 年度上島町捕獲隊支援事業遂行状況報告書

平成 年 月 日

上島町長 様

捕獲隊代表者 印

平成 年 月 日付け上座振第 号で補助金交付決定通知があった上島町捕獲隊支援事業について、上島町捕獲隊支援事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり事業遂行状況を報告します。

記

区 分	計画事業費 A	出来高事業費 B	進捗度 B/A	残高事業費	摘要
	円	円	%	円	

(注)1 各事業費欄には、「補助事業に要する経費の額」を記載すること。

様式第5号(第8条関係)

平成 年度上島町捕獲隊支援事業実績報告書

平成 年 月 日

上島町長 様

捕獲隊代表者 印

平成 年 月 日付け上座振第 号で補助金交付決定通知があった上島町捕獲隊支援事業について、下記のとおり事業を実施したので、上島町捕獲隊支援事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、その実績を報告します。

記

(注)1 様式第1号に準じて記載のこと。

様式第 6 号(第10条関係)

平成 年度上島町捕獲隊支援事業費補助金精算払請求書

第 号
平成 年 月 日

上島町長 様

捕獲隊代表者 印

平成 年 月 日付け上産振第 号で交付決定通知があった上島町捕獲隊支援事業について、上島町捕獲隊支援事業費補助金交付要綱第 10 条の規定に基づき、金 円を交付されたく請求します。

内 訳

交付決定通知額	金	円也
概算払受領済額	金	円也
今回請求額	金	円也

様式第 7 号(第12条関係)

平成 年度上島町捕獲隊支援事業費補助金概算払請求書

第 号
平成 年 月 日

上島町長 様

捕獲隊代表者 印

平成 年 月 日付け上座振第 号で交付決定通知があった上島町捕獲隊支援事業について、上島町捕獲隊支援事業費補助金交付要綱第 1 2 条第 2 項の規定に基づき、金 円を交付されたく請求します。

内 訳

交付決定通知額	金	円也
概算払受領済額	金	円也
今回請求額	金	円也
残 額	金	円也

様式 A

平成 年度上島町捕獲隊支援事業実施計画(実績)書

1 事業実施主体

2 目的（成果）

3 事業の内容

① 捕獲隊支援計画（実績）

区 分	経 費 名	事業費
捕獲隊等の組織化	1 捕獲隊等の組織化 1) 狩猟免許・猟銃所持許可の取得及び更新等に 係る手数料、猟友会費・保険料、交通費 2) 無線機、帽子、腕章、ベスト等有害鳥獣捕獲 隊等の装備品に係る経費 3) 表示板、ペンキその他知事が有害鳥獣捕獲に 要する消耗品費として認めるもの	円
捕獲技術の向上	2 捕獲技術の向上 1) 講師謝金 2) 射撃施設利用料等の捕獲技術向上のための射 撃教習、実地講習等に係る経費	
計画的な捕獲の促 進	1) 予察捕獲計画策定に係る会議費等 2) 学識経験者等への謝金、旅費等講師謝金、 会場使用料	
計		
消費税相当額		
合計		

4 経費の配分

区 分	総事業費 (A + B + C)	負 担 区 分		
		県補助金 (A)	市町費 (B)	その他 (C)
捕獲隊支援事業	円	円	円	円
合 計				

5 事業完了(予定)年月日
平成 年 月 日

6 収支予算（精算）

(1)収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減	
			増	減
県 補 助 金 市 町 費 そ の 他	円	円	円	円
合 計				

(2)支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減	
			増	減
捕獲隊支援事業	円	円	円	円
合 計				

7 補助金算定表

事業名	補助対象経費	補助率	補助限度額	県補助金額
捕獲隊支援事業	円	1/2	円	円
合 計	円	—	円	円

8 添付書類

《計画時》

- ・ 別紙「実施主体の狩猟免許所持者一覧」
- ・ 見積書など経費の積算がわかる書類
- ・ その他町長が必要と認めた書類

《実績時》

- ・ 別紙「実施主体の狩猟免許所持者一覧」
- ・ 経費支出の確認ができる契約書、請求書、領収書等の写し
- ・ その他町長が必要と認めた書類

(別紙)

捕獲隊等の免許所持状況等

	氏 名	免許区分	有効期限	有害捕獲活動状況	備 考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					